

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等に対する意見及び

それに対する総務省の考え方

「新方式グローバルスターシステムへの対応」

(意見募集期間: 令和5年7月20日～同年8月23日)

【提出意見件数(意見提出者数): 3件】

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社IPモーション	全体	新方式グローバルスターシステムに対応するための規定の整備については、同システムの利活用を促進するもので、賛同をいたします。	賛同意見として承ります。	なし
		省令	”特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則”の改正案に追記される、”第二十八号の二の三”については、包括免許の申請が可能な複信方式(衛星携帯電話タイプのもの)と個別免許が必要な単向通信方式のものがあるが、両方とも自己確認対象とすることを意図しているのでしょうか。そうでない場合には「第二十八号の二の三(単向通信方式のものを除く)」のように明示すべきと考えます。	技術基準適合証明及び工事設計認証においては、複信方式と単向通信方式の両方を対象としております。技術基準適合自己確認の追加に当たり、無線設備の技術基準、使用の態様等を確認し、技術基準適合自己確認においても同様に、対象といたしました。	なし
2	国立天文台 天文情報センター 周波数資源保護室	全体	今回電波法関係審査基準の改正が行われる周波数帯には、電波天文業務への一次割当のある帯域(1610.6 - 1613.8 MHz)が含まれます。この帯域には水酸基ラジカル(OH)のメーザー放射が存在し、その観測は星が誕生する領域、年老いた星の周辺環境、銀河系の構造、超巨大ブラックホール周辺の活発な活動などを明らかにするための重要な手段です。日本国内では国立天文台水沢 VLBI 観測所、宇宙航空研究開発機構臼田宇宙空間観測所をはじめとする複数の電波天文観測局でこの帯域の観測が行われています。この帯域の移動衛星業務との共用にあたっては、これまでも電波天文業務に有害な影響が生じないように調整がなされてきました。今後も同様の配慮を継続いただけますようお願いいたします。	無線局を免許するに当たり既存業務との共用検討は重要と考えるところ、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。	なし

3	ソフトバンク株式会社	全般	<p>今般の省令等の改正により、新方式(シングルキャリア周波数分割多元接続方式)のグローバルスターシステム(音声・データ通信を含む)を携帯電話と同一の筐体に組み込んだ利用が可能になると理解しています。仮に、本衛星通信システムのサービス提供事業者が、当該筐体へサービスを提供している電気通信事業者とは異なる場合、例えば、本人確認、責任分界、ユーザ周知等の問題が想定されるため、これらの問題をどのように整理するか、今後検討する必要があります。</p>	<p>前段の御意見については、賛同意見として承ります。</p> <p>後段の御意見については、本件意見募集の対象外となります。</p>	なし
		全般	<p>今般の省令等の改正は、グローバルスターの新方式に対応するためのものですが、今後、端末ベンダやチップベンダ等様々な事業者が、衛星事業者等と協力して、携帯電話端末と衛星が直接通信を行う、新たな独自規格によるサービスを提供することが想定されます。そういった状況を踏まえると、新たなサービスが提供されるごとに独自の衛星システムに紐づいた省令等の改正が必要になる現行の制度は、日本でのサービス提供の遅れにつながる可能性があります。</p> <p>今後、衛星を用いた新たなサービスの増加に伴い、3GPPにおいてNTNのより汎用的な内容の規格化が期待されていることも踏まえ、新たな制度の在り方についても検討する必要があります。</p>	<p>本件意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

※提出された御意見のうち、改正案に関係がないことから提出意見として扱わなかったものがあります(2件)。